

令和元年度第4回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和元年度第4回定例松本市教育委員会会議録

令和元年度第4回定例松本市教育委員会が令和元年7月25日午後3時30分教育委員室に招集された。

令和元年7月25日（木）

議 事 日 程

令和元年7月25日午後3時30分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

第1号 松本市立幼稚園条例施行規則の一部改正について

第2号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

第3号 小学校教科用図書の採択について

第4号 「特別の教科 道徳」を除く中学校教科用図書の採択について

第5号 松本市中学校期のスポーツ活動指針（令和元年7月改訂）について

第6号 松本市学校給食実施規則の制定について

第7号 平成30年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算の認定について

第8号 松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について

[報告]

第1号 松本市科学博物館の臨時開館について

第2号 大野川小中学校の学校給食の対応について

第3号 学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について

第4号 松本市立博物館本館・分館の開館時間の延長・臨時開館について

第5号 松本市文化財保存活用地域計画の認定について

[周知]

- 1 「第72回お城盆踊り」の開催について
- 2 小笠原氏城跡史跡指定記念事業の開催について
- 3 エリ穴遺跡出土品文化財指定記念事業の開催について

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長

赤 羽 郁 夫

教育長職務代理者

市 川 莊 一

教 育 委 員

福 島 智 子

〃

山 田 幸 江

〃

橋 本 要 人

〔出席職員〕

こ ど も 部 長

村 山 修

教 育 政 策 課 長

小 林 伸 一

学 校 教 育 課 長

逸 見 和 行

学 校 指 導 課 長

高 野 毅

学 校 給 食 課 長

清 澤 秀 幸

生涯学習課長 兼

中央公民館長

栗 田 正 和

生涯学習課

施設整備担当課長

丸 山 丈 晴

中 央 図 書 館 長

瀧 澤 裕 子

文 化 財 課 長

大 竹 永 明

文 化 財 課 課 長

（西部4地区担当）

臼 井 邦 彦

松本城管理事務所長

手 島 学

松 本 城 管 理 事 務 所

城郭整備担当課長

原 文 彦

美 術 館 副 館 長

小 口 一 夫

博 物 館 長

木 下 守

〔事務局〕

教育政策課

教育政策担当係長

金 井 稔

教育政策担当係長

三 村 恵 美

《開会宣言》 午後３時３０分

赤羽教育長は令和元年度第４回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 今日は駒ヶ根市において県内の１９市の教育長会議が開催されまして、そこに２時まで出席していましたので、開催時間が遅れまして皆さんにはご迷惑をおかけしました。

梅雨明けが待たれるわけでありますが、市内の小中学校では、今週１学期の終業式が行われまして、早い学校では今週の火曜日から夏休みに入っていますし、一番多いのは、明日終業式、明後日から夏休みという学校です。

夏休みの日数が増加傾向にありますので、長い夏休みに普段できない多様な体験を重ねて、安全で楽しい夏休みを過ごしてほしいと思っています。

今日は山内教育部長は教育民生委員会の行政視察に随行しているために欠席ですので、ご承知をいただきたいと思います。

今日の３分間スピーチは清澤学校給食課長ですので、よろしくお願いします。

学校給食課長 「浦島太郎の物語について」３分間スピーチ

教育長 今回は高野学校指導課長ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度第１回の臨時教育委員会並びに第２回の定例教育委員会の会議録についてはよろしいでしょうか。

全教育委員 結構です。

《署名員の指名》

教育長 本日の会議録署名委員は福島委員、山田委員です。

《議案審議》

教育長 本日の案件は議案が８件、報告事項５件、周知事項が３件です。

なお、教育委員の皆様のみにお配りしてあります議案第３号の小学校教科用図書の採択についての令和元年度松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会、小学校教科用図書調査研究結果報告書は協議会が決定した採択に関する情報の公開日が８月３１日とされていることから、この報告書に関してはそれまで非公開といたします。よって協議は公開で行いますが、質疑の内容が報告書の内容に及ぶ場合は、その時点から非公開とさせていただきますので、傍聴の皆さま

んも含めあらかじめご了承をお願いします。

<議案第1号> 松本市立幼稚園条例施行規則の一部改正について

教育政策課長 議案第1号「松本市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にご発言が無いようですので、よろしいでしょうか。それでは、議案第1号については承認することとします。

<議案第2号> 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

教育政策課長 議案第2号「平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にご発言が無いようですので、議案第2号については承認することとします。

<議案第3号> 小学校教科用図書の採択について

学校教育課長 議案第3号「小学校教科用図書の採択について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございましたら、お出してください。

協議会には私が会長として参加をしましたが、市川委員にも参加をしていただきました。市川委員、感想等ありましたら、お願いいたします。

市川委員 各担当の調査研究委員長の皆さんの意見は聞いて、非常に納得ができたかなと思います。私も図書館に行っているいろいろな本を見させてもらったのですが、見た中で、私が一番感じたのは、保健体育の教科書が変わったということです。今まで続けたものから変えるということはなかなかの勇気かなということを感じました。

もう一つは、この本もいいけれど、この本に決めたけれど、この本も本当はこの部分があればいいというときに、なかなか2冊の本を教えるわけにはいかないと思いますが、先生方が子どもに教えてくれればいいのではないのかなということが感想です。以上です。

教育長 ここに全ての教科書がありますが、これだけの教科書を短時間の中で調査研究をして報告をして、協議会で決定をしたという経過を聞いています。

保護者の委員の方からも、報告いただいた教科書のよい点をぜひ現場の先生方にも伝えてほしいという意見がありましたし、市川委員も言われましたが、選ばれなかった教科書にもそれぞれよい点がありますので、先生方は他の教科書も、もし、参考にできたらしてほしいというような保護者の意見もありました。また、本当にこんなにご苦勞をいただいて、こうやって教科書が決定されているということを初めて知り、本当に感謝ですというような話もありました。

それでは、その他、特にご発言が無いようですので、議案第3号については承認することとします。

<議案第4号> 「特別の教科 道徳」を除く中学校教科用図書の採択について

学校教育課長 議案第4号「「特別の教科 道徳」を除く中学校教科用図書の採択について」説明

教育長 ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

それでは、特にご発言が無いようですので、議案第4号については承認することとします。

<議案第5号> 松本市中学校期のスポーツ活動指針（令和元年7月改訂）について

学校指導課長 議案第5号「松本市中学校期のスポーツ活動指針（令和元年7月改訂）について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございましたら、お出してください。

こども部長 21ページの主な改定内容の（3）ですが、「長期休業日数の2分の1を上限としていたものを半分以上の休養日とする。」ですが、土日等どうなるのかというあたりをくわしくお聞きしたいのですが。

学校指導課長 今まで長期休業の土日も含めて半分までは部活動ができるという状態ですが、それを若干しか変わらないですが、半分以上は休養日を取りなさいとなっております。

こども部長 長期休業日数というのは、土日を含めた長期休業の日数という意味ですね。

学校指導課長 休業ですね、夏休み、土日を含めてです。

こども部長　　そうしますと、半分以上の休養日というのは、半分以上は休めということで
すね。これまでも2分の1が上限ということでしたが、どこが違うのですか。

学校指導課長　休養日の日数が増えるということです。

市川委員　　夏休みが何日あってというように、具体的に言ってもらえれば。

橋本委員　　未満か以上かということで、1日だけしか変わらないですね。

学校指導課長　そういうことになります。

橋本委員　　このことは、指針ではどこになりますか。

学校指導課長　指針の8ページの上の段です。「長期休業の運動部活動」。県の指針では、
「休業期間の半分以上の休養日を設定する。」となっていて、同じように、
松本市も「休業期間の半分以上の休養日を設定する。」となっています。

福島委員　　指針の2ページで、長野県の教育委員会が改定したので、松本市も改定する
ということだと思いますが、2の(4)にある平成30年3月にスポーツ庁が
出したガイドラインでは、活動日数や時間については、縮小する方向で進んで
いると理解すればよろしいでしょうか。

学校指導課長　そうです。

福島委員　　そうしますと、松本市がガイドラインを出す前に保護者の方や部活動をやっ
ている当事者を対象にして意見を聴取しているかと思うのですが、活動時間が
決められる中で、本当にそれをきちんと守っているのかということや、ガイド
ラインがどの程度遵守されているのかというあたりと、少なくしていくという
ことだと、改定することへの中学生や保護者の意見は聴取する予定なのか、
長野県が出したものに準じて、今後もさらにまた活動時間が縮小されれば、松
本市もどんどん縮小していくということになるのでしょうか。

学校指導課長　意見聴取については、年2回開催するスポーツ・文化活動運営委員会の折に、
保護者代表の方に出ていただいておりますので、そこでも意見を伺っております。
それから、このガイドラインがどの程度遵守されているかということですが、
松本市につきましては、非常に各校このガイドラインに従って部活動を行
っていただいております。ただ、他の地区に行きますと、若干温度差はあるの
かなと思います。

福島委員　　県内でもということでしょうか。

学校指導課長　今まではそういう面もありましたので、県もこうして改定しましたので、こ

それを機会に、県下全域で同じように、少なくとも県の指針に従って行っていた
べくようにということでございます。

福島委員 あと1点、これはスポーツ活動の指針ですが、先ほどスポーツ文化活動とい
うことで、例えば、文化活動については、この指針は適用されるのでしょうか。

学校指導課長 文化活動についてはまた別に考えます。というのは、30年12月に文化庁
から文化活動のあり方に関するガイドラインが出まして、これを受けまして、
県ではガイドラインの案を作って、現在パブリックコメントのところでござい
ます。それが出たところで、松本市では作成しようと考えております。

福島委員 それはいつぐらいの予定ですか。

学校指導課長 今年度2月のスポーツ・文化活動運営委員会では出したいと考えています。

橋本委員 今朝、安曇野市で朝の練習をやめるという新聞記事に出ていましたが、これ
はこの県の指針を受けた一連の流れの中の動きなののでしょうか。

学校指導課長 そうですね。

橋本委員 朝練習については、松本市では議論にならなかったですか。

学校指導課長 朝練習につきましては、指針の4ページを見ていただきますと、これが松本
市の特徴となりますが、地域差がありますので、日没が場所によって非常に早
いところもありますので、これで朝練習がないとなると、部活動の練習ができ
ない状況になりますので、松本市については、ここに記載されているとおりに、
一部、朝練習を認めてきております。これは、ここまでに校長会や部活動担当
者等々と協議を重ねてきた結果、このようなになっています。

教育長 「大会前4週間に限って、行えるものとする。」と、これは継続ということ
ですね。

学校指導課長 こちらは継続ですね。

教育長 山間部等は日没が早く、早く暗くなってしまうので、距離が遠いものでは
から、そうすると下校時刻を早めると練習が行われないというような場合にはと
いうことですね。

学校指導課長 そうです。

橋本委員 合理的でいいですが、日没の時間は、安曇野市と松本市とあまり変わらない
気もしますが。むしろ、安曇野のほうが早いのではないかという気もしないで
もないですが。

教育長 どうですかね。安曇野市は山間地校がないものですから、全く平地の学校ばかりで。

橋本委員 別にどちらがいいとか悪いとか言うつもりはないので、それぞれの判断だと思いますが、関係者の意見を十分聴かれてそういう判断をされたということですね。

教育長 県のものを受けて、松本市は厳格な指針を作りましたので、当初作ったときも、保護者や学校のやりたい人たちからは、厳し過ぎるのではないかというご意見をいただいたこともありました。現在、定着して、今回の改定に結びついているということで理解していてよろしいでしょうか。

学校指導課長 はい。

教育長 トータルとして子どもの活動量が過度にならないようにということが一番の目的だと思いますので、ぜひその点は大切に考えていくことが必要かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第5号につきましては、承認することとします。

<議案第6号> 松本市学校給食実施規則の制定について

学校給食課長 議案第6号「松本市学校給食実施規則の制定について」説明

教育長 ご質問、ご意見ございましたら、お出してください。

特にご発言が無いようですので、よろしいでしょうか。まだまだこれから公会計化に向かってやるのがたくさんあるということだと思います。

山田委員、思いを込めて、どうぞ。

山田委員 自分が役員るときには、手集金と言いますか、出してくれないところへは自分で回って集めて、それを金融機関に振り込むということをずっとやりましたし、職場にいたときは、担当の先生が夜を徹して、本当に苦労しているのを見てきているので、早くこのようにならないかなとずっと思っていましたので、ぜひ実施してほしいなと、本当に大歓迎です。ただ、引き落としができない家庭も多分これから出てきますよね。それに対して、人が割かれたり、手がかかったりするという苦労もありかと思いますが、ぜひその辺を配慮して実施してほしいと思います。

学校給食課長 公会計化によって滞納が増えることになるといけませんが、松本市は、県内

でまだ6. 2%しかやっていない状況の中で、全国的にも先駆けてやっている
ので、ソフトウェアのパッケージが、まだ、未熟です。したがって、松本市は、
学校の就学援助費に給食費がありますので、そこからいただきたいということ
と、滞納があれば児童手当からいただきますという同意を得ながらやっていく
ということで、そのことに対するソフトウェアのカスタマイズの手続きで、今
日も打合せをしています。

教育長 確実に引き落としができるということが何より大事で、私も夜討ち朝駆けで
集金をして歩いた経験が何年もあります。500円、1,000円もらうのにも
何回も行ったりということを長い間やってきましたが、一つ大きな変革のと
きを迎えますので、この制度が本当にみんなにとってよかったなど、特に教職
員の負担軽減という意味では大きな変革だと思いますので、遺漏のないように
準備を進めていっていただけたらと思います。

それでは、議案第6号については承認することとします。

<議案第7号> 平成30年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算の認定について

学校指導課長 議案第7号「平成30年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算の認定につい
て」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございましたら、お出してください。橋本委員。

橋本委員 学校給食費の滞納繰越分未収入額というのは、どういう数字ですか。調定額
から収入済み額と不納欠損額と差し引いたものですか。

学校給食課長 そうです。したがって、これが滞納額になります。

橋本委員 滞納額というのは、滞納がそのままずっと残っているということですか。

学校給食課長 そうです。

橋本委員 これについては、どういう対応をしていますか。

学校給食課長 基本は学校長に収納を委任しているということですが、学校で手に負えない
ものについては学校給食課に報告をいただき、過年度分については学校給食課
が担当している部分が大きいです。

教育長 現年分については学校から督促を出したり、その年度については繰り返して
やっていますが、過年度分や卒業生については、学校給食課で対応してしまし
て、それでも所在不明になったものが、結局、不納欠損となります。

橋本委員 分かりました。時間が経てば経つほど、回収が困難ですよ

学校給食課長 そうです。平成18年度に分から残りがありまして、それを処理しているところでございます。

教育長 他にございますか。無いようですので、それでは、議案第7号については承認することとします。

<議案第8号> 松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について

生涯学習課・中央公民館長 議案第8号「松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございましたら、お出してください。福島委員。

福島委員 この運営委員会は、大体年間どのぐらい開かれて、時間帯はどのあたりで設定されているのでしょうか。

生涯学習課・中央公民館長 公民館審議会でございますが、年に2回開催をしております。時間帯は夜の7時から9時までということで開催しております。

橋本委員 条例では15人以上30人以内ということで、19名の委員を委嘱するという案になっているのですが、2時間の会議を19人で収拾がつくのですか。

生涯学習課・中央公民館長 各団体から推薦をいただいている委員さんということで、公民館活動等に理解のある方に来ていただいておりますので、効率的に会議は行っております。事前に資料等を送りまして、確認等もいただいております。

教育長 委員の人数については前回と同様ですか。

生涯学習課・中央公民館長 委員数は、今回、1名増となっております。

橋本委員 増やした趣旨は。

生涯学習課・中央公民館長 公募者が前回2名だったのですが、今回3名ということです。

橋本委員 公募が増えたのですね。

生涯学習課・中央公民館長 はい。人物もよかったです。

教育長 女性の委員も19分の11で、半分以上ということですね。

他に質問ございますか。よろしいですか。それでは、議案第8号については承認することとします。

<報告第1号> 松本市科学博物館の臨時開館について

教育政策課長 報告第1号「松本市科学博物館の臨時開館について」説明

教育長 プラネタリウムが新しくなったものですから、ぜひ多くの方にご覧いただき、こんな機会に楽しんでいただけたらと思います。

それでは、報告第1号については承認することとします。

<報告第2号> 大野川小中学校の学校給食の対応について

学校給食課長 報告第2号「大野川小中学校の学校給食の対応について」説明

教育長 ご質問、ご意見ございますか。保護者の方たちにも説明をして、了解を得ているということで、よろしいですね。

学校給食課長 はい。

福島委員 来年度も募集は続けるということですか。

学校給食課長 来年度についてですが、基本的にこの3校については自校給食を継続するという方針に今のところ変更はないですが、抜本的に何かを改革しないとうまくいかないというところが出てくると思います。例えば、課内で調整し、調理員に正規職員を配置するとか、そういったことを考えながら継続させるつもりで動いていますが、もしも大きな方向転換になるようでしたら、早目に保護者に説明をしたり、機関決定をしないといけないのかなというところですね。栄養士につきましては、当然継続して募集をするのですが、実は今、来年については当てがある状態ですが、それも来年にならないと分からないので、流動的な部分もあります。以上でございます。

教育長 基本的には自校給食を継続できればということですね。

市川委員 下から運ぶと、どのくらい予算的にオーバーですか。

学校給食課長 もともと予算が無いものですから、他のところから一旦流用をするということですが、予定している予算は125日で約400万円になります。

市川委員 400万円かかるのであれば、市の規定ではなくて、もう200万円ぐらい出して来てくれる方はいないですかね。そういう発想はだめですかね。

橋本委員 民間でしたら、そう考えますね。

学校給食課長 抜本的な対策が必要な時期に来ているぐらい人手不足というのがあるということとは事実でございます。

教育長 栄養士も、また調理員も含めて、なかなか人材確保が難しいという現状があ

るので、この辺はまた考えていかななくてはいけないのかなと思います。

橋本委員 圧倒的に就業者自体が不足しているから、厳しいのではないですか。

教育長 それでは、報告第2号については承認することとします。

<報告第3号> 学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について

中央図書館長 報告第3号「学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございましたら、お出してください。

特にご発言が無いようですので、よろしいでしょうか。それでは、報告第3号については承認することとします。

<報告第4号> 松本市立博物館本館・分館の開館時間の延長・臨時開館について

博物館長 報告第4号「松本市立博物館本館・分館の開館時間の延長・臨時開館について」説明

教育長 ご質問等ございますか。それでは、特に無いようですので、報告第4号については承認することとします。

<報告第5号> 松本市文化財保存活用地域計画の認定について

文化財課長 報告第5号「松本市文化財保存活用地域計画の認定について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第5号については承認することとします。

<周知事項1> 「第72回お城盆踊り」の開催について

<周知事項2> 小笠原氏城跡史跡指定記念事業の開催について

<周知事項3> エリ穴遺跡出土品文化財指定記念事業の開催について

教育長 それでは、以上で予定されていた案件は終了いたしました。その他、何かございますか。それでは、事務局からお願いします。

事務局 8月22日は教育委員研究会、29日は、3時から定例教育委員会、場所は本郷公民館で、引き続き7時から本郷地区の皆さんと語る会となりますので、よろしくお願いいたします。

教育長 以上で、第4回の定例教育委員会を終了といたします。

《閉会宣言》

赤羽教育長は、令和元年度第4回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

＜午後5時00分閉会＞

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美

会 議 録 署 名 委 員

山田 幸江

福島 智子
